

(別紙)

選定基準	審査項目	審査内容	配点		審査書類
①法令遵守による適切な管理 (府通則条例第4条第1号)	・基本方針の妥当性(府方針等の適合性) ・関係法令の遵守、府民の平等な利用の確保	・施設の設置目的・理念を十分に理解し、府の方針に沿っているか ・管理運営に伴う事業執行が関係法令等に合致したものであるか ・個人情報の適切な管理体制が整備されているか(職員への周知(研修)や、再委託先への情報管理体制等) ・府民の平等な利用を図るための具体的手法が確保されているか	確保できない場合は失格		・事業計画書(1) ・その他全般
②安定した管理能力 (府通則条例第4条第2号)	・人的能力(人員配置・組織体制の妥当性) ・物的能力(経営基盤の安定性) ・業務遂行力(業務実績、団体の信用性) ・安全管理(通常時の安全管理、緊急時の対応力)	・施設管理が適切に行える人員体制、組織体制が確保されているか ・職員の指導育成・研修体制は十分か ・経営状況が安全かつ健全なものか ・財務諸表のバランスがとれているか ・類似施設等を良好に運営した実績はあるか ・収支計算書と事業計画書の内容は整合しているか、また、実現可能性はあるか ・再委託を行う場合、その範囲は適切か ・災害等緊急時の危機管理体制は確立されているか ・事故未然防止等、利用者の安全管理体制は確立されているか		35	・事業計画書(2) ・運営体制表 ・団体概要書(添付書類) ・再委託予定調書
③施設の効果的な管理 (府通則条例第4条第3号)	・利用者に対するサービスの向上 ・利用促進、利用者増への取り組み ・適切な利用料金設定 ・施設の効用を最大限発揮するための新規事業(自主事業)等の提案力	・具体的方策が提案されているか、期待できる効果、実現可能性・継続性はあるか(利用料金、利用時間、利用申込・利用者決定手続、その他サービスの提案等) ・具体的方策が提案されているか、期待できる効果、実現可能性・継続性はあるか(利用促進に繋げるための基本的な考え方や、利用者のニーズ・意見を反映するための具体的な方法の提案等) ・利用者にとって適正な価格であり、収支計画等と整合しているか ・設置目的の趣旨と合致し、通常の施設の適正管理に支障をきたさないものか ・十分な創意工夫や実現可能性があるか		35	・事業計画書(3) ・自主事業計画書 ・利用料金設定表
④施設の効率的な管理 (府通則条例第4条第3号)	・経費の縮減効果 当該施設の管理運営に係る府の経費 ※指定期間における指定管理料等(指定管理料－納付金)の提案額を比較 ＜計算式＞【申請者の点数】 ＝30点×(応募があった中で、実現が可能と思われる最低価格)／(申請者の提案価格) ※申請者の提案価格＞0円の場合	・事業と事務の合理化と効率化について、具体的方策が提案されているか、実現可能性はあるか		30	・事業計画書(4) ・収支計画書 ・自主事業収支等計画書
合計点数				100	

※ 府通則条例：京都府の施設の管理等に関する条例(平成17年京都府条例第1号)